

From 東日本建設業保証株式会社山形支店からのお知らせ

『電子保証』の取扱開始について

東日本建設業保証株式会社（以下、「当社」といいます。）では、お客さまの利便性向上および社会的な電子化推進の要請に応えるため、**令和4年5月9日より「電子保証」の取扱いを開始しました。**

1. 「電子保証」とは

「電子保証」とは、従来書面にて交付していた前払金保証および契約保証の保証証書について、保証証書に記載すべき事項が記録された**データ（「電子証書」）**により交付するものです。

2. 取扱開始までの経緯

国土交通省の諮問機関である「中央建設業審議会」は、令和4年3月に「公共工事標準請負契約約款」について、これまで書面により発注者へ「寄託」することを求めていた前払金保証・契約保証を、一定の電磁的措置を講じた場合に「寄託したもののみならず」と改正しました。これにより、データの真正性の担保など発注者が安心・安全と判断する信頼のおけるシステム・サービスを利用すれば、「電子保証」を活用できるようになりました。

当社はこれを受け、令和4年4月に「前払金保証契約約款」を改正し、日本電子認証株式会社が運営する「**保証確認サービス『D-Sure』**」（以下、「D-Sure」といいます。）を利用して「電子保証」の取扱いを開始することといたしました。

3. 「電子保証」の仕組み

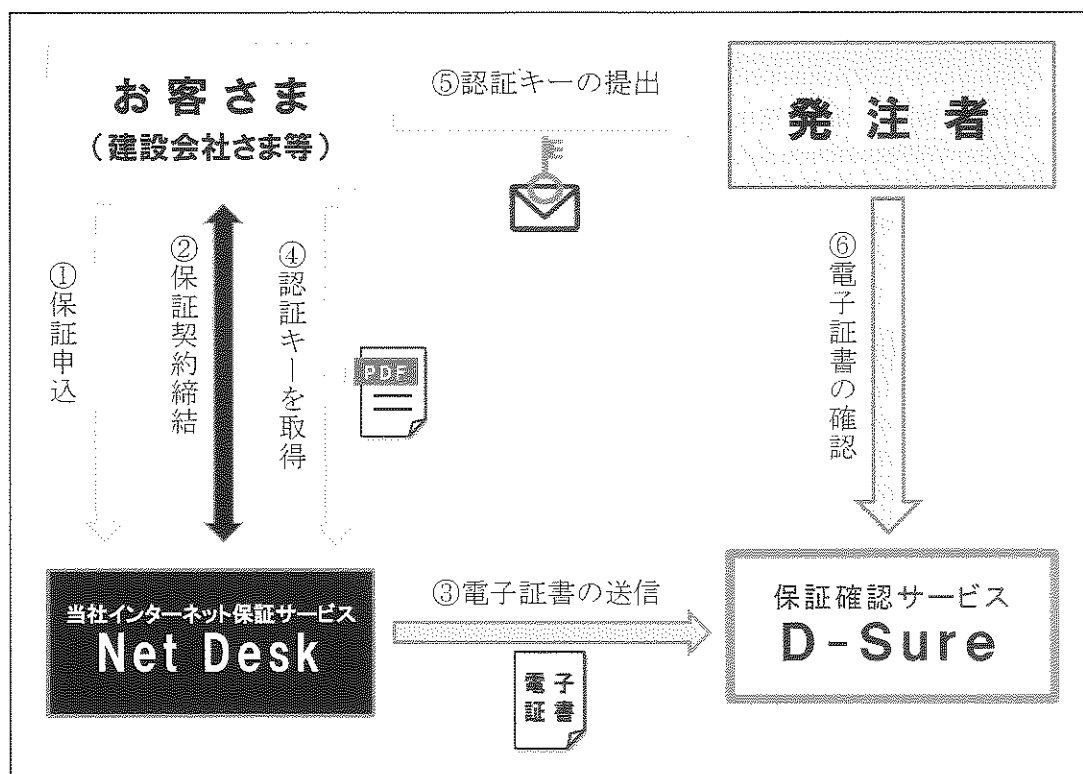
当社は、「電子証書」をD-Sureに送信します（図③）。
お客さま（建設会社さま等）は、当社のインターネット保証サービス(NetDesk)を通じて認証キー等を取得し、発注者に提出します（図④～⑤）。

発注者は、提出された**認証キー（※）**等を使用し、D-Sureで「電子証書」を閲覧します（図⑥）。

※ 認証キー・・・

D-Sureで電子証書を閲覧するための暗証番号。認証キーの内容を知らない者は、工事関係者であっても保証内容を閲覧できません。

「電子保証」の仕組み



4. 「電子保証」の対象

現時点では、国土交通省が発注する工事・業務に関する取扱いのみです。
なお、国土交通省からは、前払金保証は原則電子による取扱いとする旨が通知されています。

当社は、国土交通省以外の各発注機関に対しても、電子保証の取扱いが可能となるよう理解を求めていく予定です。

5. 「電子保証」のメリット

お客さまは、発注者へ保証証書等を郵送又は持参する必要がなくなり、**手続き等の効率化**が期待できます。

発注者は、「電子証書」が高度なセキュリティ技術を持ち、安全な環境にあるD-Sureに保管されるため、**保管事務の負担や紛失リスクを軽減**できます。

なお、「電子保証」導入にあたっては、受発注者ともに**新規の費用負担はありません**。



東日本建設業保証株式会社 山形支店

〒990-0024 山形県山形市あさひ町18-25 山形県建設会館2F TEL 023-622-6625